

6 選 挙 会

(1) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選 挙 長					選 挙 会 の 事 務 従 事 者			
都道府県の 選挙管理委 員会の委員 長	同左記の委 員	書記長	その他	計	都道府県の 選挙管理委 員会の書記 長及び書記	都道府県の 職員	その他	計
1	2	-	-	3	12	-	-	12

(2) 各立会人に関する調

区分 市町別	期日前投票立会人		投票立会人		開票立会人		選挙立会人
	期 日 前 投票所数	投 票 立会人数	投票所数	投 票 立会人数	開票所数	開 票 立会人数	選挙立会人数
県	-	-	-	-	-	-	9
市	30	219	275	692	10	31	-
町	12	131	150	371	9	27	-
計	42	350	425	1,063	19	58	9

(注) 立会人数は、実人数による。

7 選挙公営

(1) 選挙運動用自動車使用公営に関する調

事 項	契約の種類 一般運送契約 によるもの	左記以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入	燃料供給	運転者の雇用	計	
契約をした候補者数 (人)	-	3	6	5	-	-
延べ使用(従事)日数(日)	-	36	-	60	-	-
契約金額の総額 (円)	-	521,260	321,647	750,000	1,592,907	1,592,907
基準額の総額 (円)	-	579,600	554,400	750,000	1,884,000	1,884,000
請求額の総額 (円)	-	521,260	321,647	750,000	1,592,907	1,592,907

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。

(2) 通常葉書作成公営に関する調

事 項	選挙区別	選挙区別			合 計
		1 区	2 区	3 区	
候補者数 (人)		2	2	3	7
作成枚数の合計 (枚)		70,000	75,000	105,000	250,000
契約金額の総額 (円)		548,100	598,250	825,300	1,971,650
基準額の総額 (円)		556,500	556,500	834,750	1,947,750
請求額の総額 (円)		548,100	556,500	825,300	1,929,900
平均単価 (円)		7.83	7.98	7.86	7.89

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。

$$\text{平均単価} = \frac{\text{契約金額の総額}}{\text{作成枚数の合計}} \quad (\text{1 銭未満の端数切上げ。})$$

(3) ビラ作成公営に関する調

事 項	契約の回数 1回の契約 による確認 枚数	1回契約		計	2回契約		計
		5万枚以下	5万枚を超えるもの		5万枚以下	5万枚以下1回、5万枚を超えるもの1回	
1種類のみ作成した候補者数及び枚数 (人)	-	7	7	-	-	-	-
2種類を作成した候補者数及び枚数 (人)	-	-	-	-	-	-	-
契約金額の総額 (円)	-	3,620,400	3,620,400	-	-	-	-
基準額の総額 (円)	-	3,434,900	3,434,900	-	-	-	-
請求額の総額 (円)	-	3,431,400	3,431,400	-	-	-	-
平均単価 (円)	-	7.39	7.39	-	-	-	-

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1銭未満の端数切上げ。

(4) 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営に関する調

事 項	選挙区別			
	1 区	2 区	3 区	合 計
候補者数 (人)	2	1	2	5
作成数の合計 (枚)	12	3	6	21
契約金額の総額 (円)	678,678	164,742	336,600	1,180,020
基準額の総額 (円)	679,356	169,839	339,678	1,188,873
請求額の総額 (円)	678,678	164,742	336,600	1,180,020
平均単価 (円)	56,557	54,914	56,100	56,192

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(5) 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営に関する調

事 項	選挙区別			
	1 区	2 区	3 区	合 計
候補者数 (人)	2	2	2	6
作成数の合計 (枚)	8	8	8	24
契約金額の総額 (円)	428,404	434,404	428,404	1,291,212
基準額の総額 (円)	428,808	428,808	428,808	1,286,424
請求額の総額 (円)	428,404	428,808	428,404	1,285,616
平均単価 (円)	53,551	54,301	53,551	53,801

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(6) ポスター作成公営に関する調

事 項	選挙区別				
	1 区	2 区	3 区	合 計	
ポスター 掲示場数	668箇所	1,000箇所	1,087箇所	500箇所以下	500箇所以上
候補者数 (人)	2	2	3	-	7
作成枚数の合計 (枚)	2,676	4,700	5,874	-	13,250
契約金額の総額 (円)	2,349,496	2,825,000	2,937,352	-	8,111,848
基準額の総額 (円)	2,367,392	2,408,000	3,626,232	-	8,401,624
請求額の総額 (円)	2,346,016	2,404,000	2,922,922	-	7,672,938
平均単価 (円)	878	602	501	-	613

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(7) 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営に関する調

事項	選挙区別			
	1 区	2 区	3 区	合 計
候補者数 (人)	2	1	2	5
作成数の合計 (枚)	10	5	10	25
契約金額の総額 (円)	404,770	198,625	403,500	1,006,895
基準額の総額 (円)	409,540	204,770	409,540	1,023,850
請求額の総額 (円)	404,770	198,625	403,500	1,006,895
平均単価 (円)	40,477	39,725	40,350	40,276

(注) 本表は供託物を没収されない者について記載。平均単価は1円未満の端数切上げ。

(8) ポスター掲示場に関する調

事項	有権者数 面積	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		合 計
		~2km ²	2km ² ~ 4km ²	4km ² ~ 8km ²	8km ² ~	~4km ²	4km ² ~ 8km ²	8km ² ~	~4km ²	4km ² ~	~4km ²	4km ² ~	
市	投票所数	41	23	13	19	77	42	20	21	16	2	1	275
	掲示場設置数	152	106	65	139	568	361	187	170	147	18	10	1,923
町	投票所数	44	33	18	14	31	3	6	-	1	-	-	150
	掲示場設置数	161	155	97	95	230	28	57	-	9	-	-	832
計	投票所数	85	56	31	33	108	45	26	21	17	2	1	425
	掲示場設置数	313	261	162	234	798	389	244	170	156	18	10	2,755

区 分	新設した掲示場数		既存のものを再使用した掲示場数		レンタル資材を使用した恒久的 掲示場	合 計
	恒久的掲示場	恒久的掲示場以 外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場以 外の掲示場		
市	-	1,923	-	-	-	1,923
町	-	610	-	-	222	832
計	-	2,533	-	-	222	2,755

(9) ポスター掲示場設置箇所数に関する調

市町別	区分	投票区数	法定設置数	減少協議数	差引設置数
高松市(第1)		48	383	10	373
土庄町		33	185	60	125
小豆島町		33	195	48	147
小豆郡計		66	380	108	272
直島町		5	31	8	23
1区計		119	794	126	668
高松市(第2)		22	170	26	144
丸亀市(第2)		9	74	-	74
坂出市		28	188	-	188
さぬき市		23	174	5	169
東かがわ市		27	184	16	168
5市計		109	790	47	743
三木町		18	128	2	126
木田郡計		18	128	2	126
宇多津町		8	56	2	54
綾川町		9	77	-	77
綾歌郡計		17	133	2	131
2区計		144	1,051	51	1,000
丸亀市(第1)		23	159	-	159
善通寺市		22	136	-	136
観音寺市		39	252	-	252
三豊市		34	260	-	260
4市計		118	807	-	807
琴平町		6	37	-	37
多度津町		16	98	-	98
まんのう町		22	155	10	145
仲多度郡計		44	290	10	280
3区計		162	1,097	10	1,087
市計		275	1,980	57	1,923
町計		150	962	130	832
県計		425	2,942	187	2,755

(10) 政見放送の日時及び順序に関する調

放送の別	放送局名	放送日時	候補者届出政党の放送の順序					
			1	2	3	4	5	6
テレビ レ ビ ジ ョ ン 放 送	日本放送協会	10月22日 午前7時25分～	自由民主党	日本共産党				
		10月23日 午前7時25分～	日本維新の会	自由民主党	国民民主党			
		10月24日 午前7時25分～	立憲民主党	日本共産党	参政党			
	株式会社 瀬戸内海放送	10月24日 午後1時45分～	日本共産党	参政党	日本維新の会	自由民主党	立憲民主党	国民民主党
西日本放送 株式会社	10月23日 午後3時55分～	国民民主党	日本共産党	参政党	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会	
		参政党	自由民主党	国民民主党				
ラジ オ 放 送	日本放送協会	10月21日 午前8時00分～	参政党	自由民主党	国民民主党			
		10月22日 午前8時00分～	立憲民主党	日本共産党	日本維新の会			
西日本放送 株式会社	10月20日 午後0時30分～	日本共産党	自由民主党					

(11) 政見放送に関する調

① テレビ

候補者 届出 政党数	実施放送局	申 込 政党数	局 録 画				持 込 み				放 送 回 数
			自社録画		他社録画		自社に持込ま れたもの		その他		
			政党数	録画数	政党数	録画数	政党数	種類数	政党数	種類数	
6	日本放送協会	6	-	-	-	-	6	6	-	-	8
	西日本放送株式会社	6	-	-	-	-	6	6	-	-	6
	株式会社瀬戸内海放送	6	-	-	-	-	6	6	-	-	6

② ラジオ

候補者 届出 政党数	実施放送局	申 込 政党数	局 録 音				持 込 み				放 送 回 数
			ラジオ放送用として 特に録音したもの		その他		ラジオ放送用として 特に持込まれたもの		その他		
			政党数	録画数	政党数	録画数	政党数	種類数	政党数	種類数	
6	日本放送協会	6	-	-	-	-	3	3	3	3	6
	西日本放送株式会社	2	-	-	-	-	-	-	2	2	2

(注) 「局録音」及び「持込み」の「その他」欄には、テレビ放送用のものを使用した場合について記載。

(12) 新聞広告に関する調

新 聞 名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金 (1人1回分)
四 国 新 聞	12	52	464,640円
読 売 新 聞	4	6	56,727円
朝 日 新 聞	2	2	90,627円

(13) 入場券発行状況に関する調

区分	入場券を発行している団体数	左の内郵送対象団体			入場券を発行していない団体数	合計
		団体数	R6.10.14現在 選挙人名簿登録者数	郵送選挙人数 (入場券発行数)		
人口30万人以上の市	1	1	349,675	349,675 (349,675)	—	1
人口10万人以上 30万人未満の市	1	1	91,195	90,974 (90,974)	—	1
その他の市	6	6	230,002	229,471 (229,670)	—	6
町	9	9	121,550	120,635 (120,829)	—	9
計	17	17	792,422	790,755 (791,148)	—	17

(14) 選挙公報に関する調

区分	候補者数	掲載申請候補者数	うち、掲載文を電子データにより提出した候補者数	うち、音声読み上げデータ提出した候補者数	印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から納品までに要した日数	納品から管内市町に配布完了するまでに要した日数	最も早く各世帯に公報の配布を開始した日	最も遅く各世帯に公報の配布を完了した日	公示日からH P掲載までに要した日数	印刷所名	公報1部当たり印刷費(用紙代を含む。)	公報の規格及び頁数
小選挙区	12	12	2	1	451,200	438,544	2	—	10月18日	10月25日	1	小松印刷株式会社	4円29銭	ブランク版 2頁
比例代表	—	—	—	—	451,200	438,544	1	—	10月18日	10月25日	3	小松印刷株式会社	7円37銭	ブランク版 4頁

- (注) 1 「印刷から納品までに要した日数」の欄及び「納品から管内市町に配布完了するまでに要した日数」の欄は実日数による(印刷日及び納品日の当日をそれぞれ0日目として算出している)。
2 「公示日からH P掲載までに要した日数」については、公示日を1日目としている。

(15) 個人演説会の会場数に関する調

市町別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設の数								合計	
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	役場・支所・出張所	保育園	その他公共施設(体育館等)	その他	計		
市	244	71	9	—	—	—	—	—	—	46	149	195	519
町	82	54	2	—	—	—	2	—	—	23	51	76	214
計	326	125	11	—	—	—	2	—	—	69	200	271	733

(16) 個人演説会の会場使用度数に関する調

市町別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設		合計	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
市	12	—	7	—	25	—	44	—
町	4	—	—	—	5	—	9	—
計	16	—	7	—	30	—	53	—

